

《个人信息保护法（草案）》解读

2020 年 10 月 21 日，全国人大常委会发布了《个人信息保护法（草案）》（以下简称“《草案》”），并向社会公开征求意见。草案明确了个人信息处理规则、敏感个人信息处理规则等，备受关注的个人信息跨境提供规则在《草案》中也有涉及，以下我们将对该等规则进行简要解读。

一、适用范围及保护对象

（一）适用范围

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》适用于在中国境内处理自然人个人信息的活动。 ▪ 在中国境外处理自然人个人信息的活动，有下列情形之一的，也适用《草案》： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 以向境内自然人提供产品或者服务为目的； ➢ 为分析、评估境内自然人的行为； ➢ 法律、行政法规规定的其他情形。 ▪ 处理指个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开等活动。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》的适用范围较广，除域内效力外，还借鉴了欧盟《通用数据保护条例》（GDPR）的经验，赋予了《草案》域外效力。例如，天猫国际是一家香港公司，其主要向大陆境内的个人用户销售商品/服务，其可能会分析、评估境内个人用户的消费习惯，依据目前的规定，《草案》适用于天猫国际。

（二）保护对象

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》的保护对象为个人信息。 ▪ 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息，不包括匿名化处理后的信息。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《网络安全法》和《民法典》对个人信息的定义采用了“识别”路径，即个人信息是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别自然人个人身份的各种信息。

「個人情報保護法（草案）」を読み解く

2020 年 10 月 21 日、全国人民代表大会常務委員会が「個人情報保護法（草案）」（以下「『草案』」という）を公表し、社会に向けて意見を募集した。「草案」は、個人情報の取り扱い規則、機微な個人情報の取り扱い規則等を明確にし、注目度の高い個人情報の越境提供規則についてもこの「草案」の中で言及されている。本稿ではこれらの規則について簡潔に読み解いていく。

一、適用範囲及び保護対象

（一）適用範囲

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」は中国領域内で自然人の個人情報を取り扱う行動に適用される。 ▪ 中国領域外で自然人の個人情報を取り扱う行動については、次に掲げるいずれか一つに該当する場合にも「草案」が適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 域内における自然人向け製品又はサービスの提供を目的とするもの。 ➢ 域内における自然人の行為を分析し、評価するためのもの。 ➢ 法律、行政法規に定めるその他状況。 ▪ 取り扱うとは、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等といった行動を指す。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」の適用範囲は相対的に広く、域内で効力があるほか、EU「一般データ保護規則」（GDPR）の経験を踏襲し、「草案」に域外での効力も与えている。例えば、香港の会社である天猫国際は、主に中国本土の領域内の個人ユーザー向けに商品/サービスを販売しており、域内における個人ユーザーの消費習慣を分析し、評価することもあり得るが、現行の規定に基づくと、「草案」は天猫国際にも適用されることになる。

（二）保護対象

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」は個人情報を保護対象としている。 ▪ 個人情報とは、電子又はその其他方式をもって記録される、識別済みの又は識別可能な自然人に関係する各種の情報を指すが、それには匿名化処理が施された情報は含まれない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「サイバーセキュリティ法」及び「民法典」では、個人情報の定義に対し、「識別」手段を採用しており、即ち、個人情報とは、電子又はその其他方式をもって記録される、単独で又はその他情報と結びつけることにより、自然人個人の身元を識別でき

- 《草案》除采用“识别”路径外，还采用了“关联路径”（例如，已知自然人张三，那与张三有关的行踪轨迹也属于个人信息），扩大了个人信息的范围。

- る各種の情報をいう、としている。
- 「草案」では、「識別」手段のほか、「関連手法」も採用しており（例えば、仮に自然人である張君という人物がいるとするならば、張君に関連する移動の足取りも個人情報に該当するというものである）、個人情報の範囲を広げている。

二、个人信息处理规则

（一）处理个人信息的合法性基础

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 符合下列情形之一的，个人信息处理者方可处理个人信息： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得个人的同意； ➢ 为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需； ➢ 为履行法定职责或者法定义务所必需； ➢ 为应对突发公共卫生事件，或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需； ➢ 为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为在合理的范围内处理个人信息； ➢ 法律、行政法规规定的其他情形。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《网络安全法》规定，网络运营者收集、使用个人信息必须经被收集者同意。长期以来，“同意”原则，一直是处理个人信息的唯一法定合法性基础。《个人信息安全规范》虽然规定了一些豁免同意的情形¹，但由于《个人信息安全规范》是推荐性国家标准，无强制约束力，并不能完全对抗“同意”原则。 ▪ 实践中，“同意”原则困扰了很多企业，很多情况下获取“同意”并不现实，一味遵循“同意”原则，反而会损害个人的权利。例如，在员工突发严重疾病昏迷时，在将该员工的健康信息提供给医院前获得该员工的同意，并不切合实际，反而会延误抢救时机。

二、個人情報の取り扱い規則

（一）個人情報を取り扱ううえでの適法性の前提

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報を取り扱う者は、下記に掲げる状況のいずれか一つを満たすことで、はじめて個人情報を取り扱うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人の同意を取得したとき。 ➢ 個人が当事人である契約を締結、又は履行するために必要であるとき。 ➢ 法定の職責又は法定の義務を履行するために必要であるとき。 ➢ 突発的の公共衛生事件に対処するため、又は緊急事態における自然人の生命、健康及び財産の安全を守るために必要であるとき。 ➢ 公共利益のため、ニュース報道や世論監督といった行為を実施することで、合理的な範囲内で個人情報を取り扱うとき。 ➢ 法律、行政法規規定のその他状況。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「サイバーセキュリティ法」では、インターネット運営業者は個人情報を収集し、使用するにあたり、被収集者からの同意を得なければならないと定められており、長期にわたり、「同意」の原則が個人情報を取り扱うための法律上明文化された適法性の唯一の前提となっている。「個人情報安全規範」では同意が免除される状況¹を定めているが、「個人情報安全規範」は推奨性国家基準に該当し、強制的な拘束力を有しないため、完全に「同意」の原則と対抗することができるわけではない。 ▪ 実践において、「同意」の原則は多くの企業を悩ませている。多くの場合には「同意」を取得することは非現実的であり、どこまでも「同意」の原則を順守しようとする、かえって個人の権利を損なうことになる。例えば、従業員が深刻な病で意識不明の状態に陥ってしまった場合、当該従業員の健康情報を病院へ提供する前に、同従業員からの同意を得ることは現実的ではなく、かえって救急救命処置を施すタイミングを逃してしまうことになる。

¹ 《个人信息安全规范》第 5.6 条：以下情形中，个人信息控制者收集、使用个人信息不必征得个人信息主体的授权同意：a)与个人信息控制者履行法律法规规定的义务相关的；b)与国家安全、国防安全直接相关的；c)与公共安全、公共卫生、重大公共利益直接相关的；d)与刑事侦查、起诉、审判和判决执行等直接相关的；e)出于维护个人信息主体或其他个人的生命、财产等重大合法权益但又很难得到本人授权同意的；f)所涉及的个人信息是个人信息主体自行向社会公众公开的；g)根据个人信息主体要求签订和履行合同所必需的。……

¹ 「個人情報安全規範」第 5.6 条：次に掲げる状況において、個人情報の支配者が個人情報を収集、使用する場合、個人情報主体から授權、同意を得る必要がない。a)個人情報の支配者が履行する法律法規規定の義務と関係する場合。b)国家安全、国防安全と直接関係する場合。c)公共の安全、公共の衛生、重大な公共利益に直接に關係している場合。d)刑事捜査、起訴、審判及び判決の執行等に直接に關係している場合。e)個人情報主体又は他人の生命、財産等重要な適法な權益を守ることを目的とするが、本人から授權又は同意を得ることが難しい場合。f)係る個人情報を個人情報主体が自ら一般大衆に公開している場合。g)個人情報主体の要求に基づき、契約の締結及び履行に必要である場合。……

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 此次,《草案》扩大了处理个人信息的合法性基础,除“同意”原则外新设了五大合法性基础。例如: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公司在与员工签订劳动合同时,要求员工提供姓名、身份证号,可以援引“为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需”来豁免取得员工的同意。 ➢ 在员工突发疾病昏迷,公司为救治员工将其个人健康信息提供给医院时,公司可以“紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需”来豁免取得员工的同意。

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 今回、「草案」は個人情報を取り扱うための適法性の前提を広げている。「同意」の原則のほか、5つの適法性の前提を新たに設けており、例えば、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社が従業員と労働契約を締結する際に、従業員に対し氏名、本人証明書番号の提供を求める場合、「個人を当事者の一方とした契約を締結、又は履行するために必要である」ことを引用すれば、従業員への同意取得義務が免除されることになる。 ➢ 従業員が急病で意識不明の状態に陥った場合、会社は従業員を救うため、その個人の健康情報を病院へ提供する際に、会社は「緊急事態における自然人的生命、健康及び財産の安全を守るために必要である」ことをもってして、従業員への同意取得義務を免除されることが可能となる。
--

(二) 同意原則

(二) 同意の原則

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 处理个人信息的同意,应当由个人在充分知情的前提下,自愿、明确作出意思表示。法律、行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的,从其规定。 ▪ 需取得单独同意的情形: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 向第三方提供个人信息: 个人信息处理者向第三方提供其处理的个人信息的,应当向个人告知第三方的身份、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类,并取得个人的单独同意。 ➢ 处理个人敏感信息: 基于个人同意处理敏感个人信息的,个人信息处理者应当取得个人的单独同意。 ➢ 个人信息出境: 个人信息处理者向境外提供个人信息的,应当向个人告知境外接收方的身份、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使《草案》规定权利的方式等事项,并取得个人的单独同意。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 《草案》对“同意”原则进行了具体的扩充,其明确了“同意”应在“知情”的前提下做出,并且在向第三方提供个人信息、处理个人敏感信息、个人信息出境时,需获得个人的单独同意。例如,个人单独签署相关同意书、单独在线点击“同意”等。

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報の取り扱いについての同意は、個人が事情を十分に知っている前提において、自由意思により明確な意思表示をなしたものでなければならない。法律、行政法规で、個人情報の取り扱いについて、個人から個別の同意又は書面による同意を取得しなければならないと定められている場合、その規定に従わなければならない。 ▪ 個別の同意を取得しなければならない状況には次のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報を第三者に提供する状況: 個人情報を取り扱う者は、自己が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合、個人に対し、第三者の身元、連絡方法、取り扱い目的、取り扱い方式及び個人情報の種類を告知しなければならず、且つ個人から個別の同意を取得しなければならない。 ➢ 個人の機微情報を取り扱う状況: 個人の同意のもとで、機微な個人情報を取り扱う場合、個人情報を取り扱う者は個人から個別の同意を取得しなければならない。 ➢ 個人情報の越境移転を行う状況: 個人情報を取り扱う者が域外へ個人情報を提供する場合、域外受け手の身元、連絡方法、取り扱い目的、取り扱い方式、個人情報の種類及び個人が域外受け手に対し「草案」に定める権利を行使する方式等の事項を個人に告知しなければならず、且つ、個人から個別の同意を取得しなければならない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「草案」では、「同意」の原則を具体的に定めており、「同意」は「事情を知っている」前提でなさなければならない、且つ個人情報を第三者に提供する際、個人の機微情報を取り扱う際、個人情報の越境移転を行う際には、個人から個別の同意を取得しなければならないことを明確にしている。例えば、個人が個別の同意書にサインしたり、オンライン上で「同意」をクリックする等である。

(三) 知情原则

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 个人信息处理者在处理个人信息前，应当以显著方式、清晰易懂的语言向个人告知下列事项： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 个人信息处理者的身份和联系方式； ➢ 个人信息的处理目的、处理方式，处理的个人信息种类、保存期限； ➢ 个人行使《草案》规定权利的方式和程序； ➢ 法律、行政法规规定应当告知的其他事项。 ▪ 上述事项发生变更的，应当将变更部分告知个人。 ▪ 个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知上述规定事项的，处理规则应当公开，并且便于查阅和保存。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 如上所述，个人应在“知情”的前提下做出“同意”，为此，《草案》罗列了需要个人“知情”的内容。 ▪ 实践中，企业通常会制定专门的隐私政策（个人信息保护政策）置于公司官网、APP、小程序指定页面，其中会详细说明需要个人“知情”的内容。我们发现许多公司的隐私政策内容较为原则性，未充分履行告知义务。因此，建议在《草案》生效后，对照《草案》的相关规定，对隐私政策进行必要的修订。

(三) 事情を知る原則

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報を取り扱う者は、個人情報を取り扱う前に、目立つ方法をもって、明瞭かつ分かりやすい言葉で、次に掲げる事項を個人に告知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報を取り扱う者の身元及び連絡方法。 ➢ 個人情報の取り扱い目的、取り扱い方式、取り扱う個人情報の種類、保存期限。 ➢ 個人が「草案」に定められた権利を行使する方式と手順。 ➢ 法律、行政法規により告知すべきと定められているその他の事項。 ▪ 上述した事項に変更が発生した場合、変更のあった部分を個人に告知しなければならない。 ▪ 個人情報を取り扱う者が、個人情報取り扱い規則を制定することを通じて上述の所定の事項を告知する場合、その取扱い規則を公開し、且つ閲覧と保存がなされるよう便宜を図らなければならない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記の通り、個人は「事情を知っている」との前提において「同意」する必要があり、そのため、「草案」では個人が「知っておくべき事情」の内容を列挙している。 ▪ 実務運用上、企業は通常、プライバシーポリシー（個人情報保護政策）を個別に制定して会社の公式サイト、APP、ミニプログラムの所定のページに掲載しており、その中で、個人が「知っておくべき事情」の内容を詳しく記載している。筆者が確認する限りでは、多くの会社のプライバシーポリシーは相対的に原則的内容となっており、告知義務が十分には履行されていない。このため、「草案」発効後は、「草案」の係る規定に照らしながら、必要に応じてプライバシーポリシーを改正していくのが望ましい。

三、敏感个人信息处理规则

(一) 敏感个人信息的定义

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 敏感个人信息指一旦泄露或者非法使用，可能导致个人受到歧视或者人身、财产安全受到严重危害的个人信息，包括种族、民族、宗教信仰、个人生物特征、医疗健康、金融账户、个人行踪等信息。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 敏感个人信息的定义，在《个人信息安全规范》中也有所涉及。相比于《草案》的原则性规定，《个人信息安全规范》附录 B²详细列举了敏感个人信息的例子，企业可予以参考。

三、機微な個人情報の取り扱い規則

(一) 機微な個人情報の定義

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 機微な個人情報とは、ひとたび漏えいされ、又は不法に使用された場合、個人が不当な冷遇を受け、又は人身、財産上の安全に重大な危害が及ぶ個人情報をいい、それには、種族、民族、宗教の信仰、個人の生体特徴、医療健康、金融口座、個人の移動の足取り等の情報を含む。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 機微な個人情報の定義は、「個人情報安全規範」でも言及されている。「草案」の原則的な規定と比べ、「個人情報安全規範」付録 B²では、機微な個人情報の例を具体的に列挙しており、企業はこれを参考にすることができる。

² 《个人信息安全规范》中将“敏感个人信息”称为“个人敏感信息”。

² 「個人情報安全規範」では、「機微な個人情報」を「個人の機微情報」という。

(二) 敏感个人信息特殊处理要求

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定目的和充分必要: 个人信息处理者具有特定的目的和充分的必要性, 方可处理敏感个人信息。 ▪ 单独同意: 基于个人同意处理敏感个人信息的, 个人信息处理者应当取得个人的单独同意。 ▪ 特殊告知要求: 处理敏感个人信息, 应特别告知处理敏感个人信息的必要性以及对个人的影响。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 目前很多企业存在过度收集敏感个人信息的情况, 例如在可通过手机短信实名认证的情况下, 为验证用户的身份收集身份证号。《草案》的出台, 将一定程度上限制企业过度收集敏感个人信息。日后企业需特别评估收集敏感个人信息的目的及必要性, 同时还需遵循“单独同意”及“特殊告知要求”。 ▪ 敏感个人信息的特殊处理要求将很大程度上增加企业的合规义务。目前许多企业通过隐私政策笼统地获取用户关于处理非敏感个人信息及敏感个人信息的同意, 隐私政策中涉及敏感个人信息的条款通常会进行加粗, 以此来提醒用户注意。日后, 该种模式可能不能满足“单独同意”及“特殊告知要求”, 企业可能需要通过 APP、网页单独弹窗等方式, 来获得用户关于处理敏感个人信息的单独同意。

(二) 機微な個人情報についての特別な取り扱い要求

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定の目的性及び必要十分性: 個人情報を取り扱う者は特定の目的を有し、且つ必要十分な条件を満たしてからはじめて機微な個人情報を取り扱うことができる。 ▪ 個別の同意: 個人の同意に基づき機微な個人情報を取り扱う場合、個人情報を取り扱う者は個人から個別の同意を得なければならない。 ▪ 特別な告知要求: 機微な個人情報を取り扱う場合、機微な個人情報を取り扱う必要性及び個人への影響を特別に告知しなければならない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在、多くの企業には機微な個人情報を過剰に収集するという状況が存在している。例えば、携帯電話のショートメッセージを通じて実名検証をすることができる場合に、ユーザの身元を検証するために、本人証明書番号を収集することなどがある。「草案」が公布されることで、企業による機微な個人情報の過剰な収集をある程度は制限することになる。今後、企業は、機微な個人情報を収集する目的及び必要性を特別に評価していかねばならず、同時に「個別の同意」及び「特別な告知要求」にも従わなければならない。 ▪ 機微な個人情報についての特別な取り扱い要求は、企業のコンプライアンス義務を大幅に重くすることになる。現在、多くの企業はプライバシーポリシーを通じて、ユーザの非機微な個人情報及び機微な個人情報の取り扱いに関する同意を一括して取得しているが、プライバシーポリシーにおける機微な個人情報と関連のある条項は通常、太字で表示され、それによりユーザに注意喚起している。しかし今後は、このような手法では「個別の同意」及び「特別な告知要求」を満たさなくなる恐れがあり、企業は APP、単独で開かれるポップアップウィンドウ等の方式により、ユーザから機微な個人情報の取り扱いに関する個別の同意を取得していく必要がでてくると考えられる。

四、个人信息跨境提供规则

(一) 合法性基础

具体内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 个人信息处理者因业务等需要, 确需向境外提供个人信息的, 应当至少具备下列<u>二项</u>条件: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 专业机构认证: 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证; ➢ 签订合同: 与境外接收方订立合同, 约定双方的权利和义务, 并监督其个人信息处理活动达到《草案》规定的个人信息保护标准; ➢ 网信部门评估: 关键信息基础设施运营者(简称“CIIO”)和处理个人信息达到

四、個人情報の越境提供規則

(一) 適法性の前提

具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人情報を取り扱う者が業務上の都合等により、どうしても域外へ個人情報を提供する必要がある場合、少なくとも次の<u>いずれか一つ</u>の条件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門機構の認証: 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護認証を受けること。 ➢ 契約の締結: 域外の受け手と契約を締結し、双方の権利義務を定め、且つ係る個人情報を取り扱う行動が「草案」に定める個人情報保護基準を満たすよう監督すること。 ➢ インターネット情報部門による評価: 重要情報インフラ運営者(「CIIO」という)及び取り扱

国家网信部门规定数量的个人信息处理者，应当将在中国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的，应当通过国家网信部门组织的安全评估。

➤ **兜底条款：**法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

里兆解读

- 《网络安全法》规定，CIIO³在中国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估。《个人信息出境安全评估办法（征求意见稿）》规定，所有网络运营者⁴在个人信息出境前，均应向网信部门申报个人信息出境安全评估，评估过程中需提交境内信息提供方与境外接收方之间的合同。
- 《草案》对个人信息出境的监管予以放宽，仅规定 CIIO 及处理个人信息达到网信部门规定数量（目前尚未公布具体的数量标准）的个人信息处理者，需要接受网信部门的安全评估。其余情况下，企业可以自行选择通过专业机构认证、签订合同的方式，履行个人信息出境的前置程序。

う個人情報为国家インターネット情報部門の定める数量に達している個人情報を取り扱う者は、中国域内で収集、発生した個人情報を中国領域内に保存しなければならない。どうしても域外へ提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門が組織する安全評価を受けなければならない。

➤ **包括的条項：**法律、行政法规又は国家インターネット情報部門規定のその他条件。

里兆解説

- 「サイバーセキュリティ法」の規定によれば、CIIO³が中国域内での運営過程において収集、発生する個人情報及び重要データは中国領域内に保存しなければならないとされている。業務上の都合により、どうしても域外へ提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門が国务院の関係部門と共同で制定した弁法に基づき安全評価を受けなければならない。「個人情報越境移転安全評価弁法（意見募集案）」によると、全てのインターネット運営者⁴は個人情報を域外へ持ち出す前に、インターネット情報部門に個人情報越境移転安全評価を申請しなければならない。評価過程において、域内の情報提供者と域外受け手との契約を提出しなければならないとされている。
- 「草案」では、個人情報越境移転に対する監督管理は緩和され、CIIO 及び取り扱う個人情報がインターネット情報部門規定の数量（なお、現時点では、具体的な数量基準は公布されていない）に達した個人情報を取り扱う者は、インターネット情報部門の安全評価を受けなければならないとだけ定められている。他の状況において、企業は、専門機構による認証、契約締結の方式を独自に選択し、個人情報の越境移転の前置き手続きを履行することができる。

(二) 告知要求

具体内容

- 个人信息处理者向中国境外提供个人信息的，应当向个人告知境外接收方的身份、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式等事项，并取得个人的单独同

(二) 告知の要求

具体的な内容

- 個人情報を取り扱う者は中国域外へ個人情報を提供する場合、個人に対し、域外受け手の身元、連絡方法、取り扱い目的、取り扱い方式、個人情報の種類及び個人が域外受け手に対し本法に定める権利を行使する方式等の事項を告

³ 指关键信息基础设施（CII）的运营者。CII 具有“一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益”等特点；CII 主要分布在公共通信、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务等重要行业和领域。

³ 重要情報インフラ(CII)運営者のことを指す。CII は「ひとたび破壊され、機能を喪失し、又はデータが漏えいされた場合、国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与え得る」等の特徴を有する。CII は主に、公共通信、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等の重要業種と分野に分散される。

⁴ 网络运营者，是指网络的所有者、管理者和网络服务提供者。该定义需结合“网络”的定义进行理解。网络是指由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统。由于网络的定义过于宽泛，其不仅包括了公共网络，也包括了局域网、内部管理系统（例如邮件系统、财务系统等）、工业控制系统。企业或多或少拥有“网络”，因此中国绝大部分企业都属于网络运营者。

⁴ インターネット運営者とは、インターネットの所有者、管理者及びインターネットサービスの提供者をいう。当該定義は「インターネット」の定義と照らし合わせながら理解する必要がある。インターネットとは、コンピューター又はその他情報端末及び関連する設備から構成され、一定のルール及びプログラムに基づき、情報を収集、保存、伝送、交換、処理するシステムをいう。インターネットの定義があまりにも漠然としたものであり、それには公共インターネットだけでなく、ローカルエリアネットワーク、内部管理システム（例えば、メールシステム、財務システム等）、工業制御システムも含まれる。企業における「インターネット」保有状況はそれぞれだが、基本的に保有はしているはずであり、中国のほとんどの企業はインターネット運営者に該当すると考えられる。

意。
里兆解读
<ul style="list-style-type: none"> 《草案》对于个人信息出境的告知事项作出了一定的要求，日后企业可能需要逐一梳理个人信息出境的场景，并在隐私政策等相关文件中详细列出境外接收方的信息及个人信息处理目的、方式等信息。

结语：

中国个人信息保护立法正在趋于完善，对于个人信息的保护力度也在逐步加强，这也给企业带来了不小的挑战，企业需持续关注不断出台的数据保护领域的法规，对企业的数据管理工作进行梳理，预先评估法规生效可能带来的影响，早做准备以避免出现合规问题。

（里兆律师事务所 2020 年 12 月 25 日编写）

知しなければならず、且つ個人から個別の同意を取得しなければならない。
里兆解説
<ul style="list-style-type: none"> 「草案」では、個人情報越境移転の告知事項について一定の要求を定めており、今後、企業は個人情報を域外へ持ち出す場面を逐一洗い出し、且つプライバシーポリシー等の関係文書の中で域外受け手の情報及び個人情報取り扱いの目的、方式等の情報を詳しく明記しておかなければならなくなるであろう。

終わりに：

中国では、個人情報保護に関する立法は整備されつつあり、個人情報の保護も徐々に強化されているが、これは企業にとって多くの試練をもたらすものでもあり、企業は、次々と公布されるデータ保護関連法令に引き続き注意を払い、企業のデータマネジメント作業を見直し、法令が発効されることでもたらし得る影響を事前に評価し、コンプライアンス問題が生じることのないよう早めに準備しておくとい。

（里兆法律事務所が 2020 年 12 月 25 日付で作成）